

USPTO、FA インタビュー試行プログラムの拡大・延長を発表
～全技術分野の特許出願に対象を拡大し、試行期間を延長～

2011年5月20日
JETRO NY 中楨

米国特許商標庁 (USPTO) は 16 日、ファースト・アクション (First Action: FA) インタビュー試行プログラムを全技術分野の特許出願に対象を拡大し、試行期間を延長することを発表した¹。

FA インタビュー試行プログラムは 09 年 10 月、従前のプログラムの内容を大きく改善した上で、限られ技術分野の特許出願を対象に導入され、当初 10 年 4 月 1 日までとされていた試行期間は、その後 11 年 4 月 1 日まで延長されていた。今般の発表によると、同試行プログラムの対象は全技術分野の特許出願に拡大され、試行期間は 12 年 5 月 16 日まで延長される。

同試行プログラムでは、参加者 (出願人) は、審査官が実施した先行技術調査の結果を含む「インタビュー前通知 (Pre-Interview Communication)」を受領した後で審査官とインタビューを実施することができ、①出願審査の促進、②出願人と審査官の意思疎通の促進、③審査の最初の段階で特許性に関する問題を一つ一つ解決する機会の提供、④早期の特許化等の多くの利益を得ることができるとのこと。

同試行プログラムの概要及び要件等は以下のとおり²。

<FA インタビューの手順・概要>

- ・ FA インタビューを希望する出願人は、電子手続により請求を行う。
- ・ FA インタビューが請求された案件を審査官が審査する際、審査官は先行技術調査を実施し、先行技術の引用 (サーチレポート) 及び拒絶理由の特定を含む「インタビュー前通知 (Pre-Interview Communication)」を出願人に通知する。
- ・ 出願人は、先行技術を参酌した上で、FA インタビューの実施を取り止める、又は、インタビューの日程を調整して補正案又はコメント (Arguments) を提出する、のどちらかを期限内³に行う。
- ・ FA インタビューを行わない場合には、「FA インタビュー・オフィスアクション (First Action Interview Office Action)」が直ちに起案され、出願人は期限内⁴に応答しなければならない。

¹ [5月16日付 USPTO プレスリリース](#)

² 詳細については、「[Full First Action Interview Pilot Program](#)」に関する通知 (PDF) を参照。

³ インタビュー前通知の郵送又は通知の日から 1 ヶ月又は 30 日 (どちらか長い方) の期間。

⁴ 1 ヶ月又は 30 日 (どちらか長い方) 以内。

- ・ インタビューの結果、全ての対象クレームの特許性について合意が得られた場合には、インタビュー後速やかに「許可可能通知 (Notice of Allowability)」が発行される。
- ・ インタビューの結果、全ての対象クレームの特許性について合意が得られなかった場合には、拒絶理由や要件等を説明した「FAインタビュー・オフィスアクション」の写しが出願人に渡される。出願人は期限内⁵に応答しなければならない。

<有効日>

- ・ 11年4月1日から12年5月16日前にFAインタビューが請求された場合、以下の要件を全て満たせば請求が認められる。

<請求のための要件>

- ・ 対象となる特許出願は、非再発行、非仮出願又は国内段階に移行した国際出願でなければならない。
- ・ 請求項は、独立請求項が3つ、全部で20項以下でなければならない。多数項引用クレームを含んではならない。
- ・ 発明の数は一つ。
- ・ FAインタビューの請求は、USPTOの電子出願システム(EFS-Web)を利用して電子的に行わなければならない。
- ・ 請求は、実体審査の最初のオフィスアクションが特許出願情報検索システム(PAIR)に掲載される1日以上前に行われなければならない。
- ・ 請求には、サーチ手数料、及びインタビュー前通知の郵送又は通知の後に支払われた超過請求項手数料(excess claim fees)に対して払戻請求を行わないことの同意書(statement)を添付しなければならない。

(了)

⁵ 脚注3の期間と同じ。